

■不要果樹の伐採の経費を補助します

ツキノワグマ等の出没を抑制するため、不要果樹の伐採の経費を補助します。

なお、出荷用として栽培していた果樹や耕作放棄地内の果樹は補助対象外です。

●対象となる不要果樹

▼白鷹町内に現存していること。

▼最寄りの住家(空き家は除く)からの水平距離が200m以内の範囲にあること

▼野生鳥獣を誘引するおそれがある、所有者または地域団体が利用していない柿樹、栗樹等

▼補助金の交付決定の日以後から令和7年12月31日までに伐採が完了すること

▼出荷用として栽培していた果樹や耕作放棄地内の果樹でないこと

●対象補助者

自治会または個人(町税等を滞納していないもの)

●補助対象経費

不要果樹の伐採および伐採後の処分に直接要する費用

※費用に関する明細の提示をお願いします。

●補助限度額

次のいずれか低い額

(1) 補助対象経費の3分の2に相当する額

(2) 不要果樹の伐採本数に2万円を乗じて得た額

●申請期間

令和7年11月10日(月)まで

※予算額に達した時点で受付を終了します。

●申請方法

林政課窓口にお越しください。

●その他

これまでの鳥獣の出没状況や自身での伐採が困難な状況等を鑑み、交付の決定をさせていただきます。

【問い合わせ】

林政課森林整備係

☎ 85-6125



10月は「土地月間」です

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎ 85-6123

●令和7年度地価調査結果について

令和7年度の地価調査結果が山形県公報に登載されましたが、本町に関するものは次のとおりです。

①対前年変動率(%)

	住宅地	商業地	工業地	全用途
山形県平均	▲ 0.2	▲ 0.2	0.4	▲ 0.1
白鷹町平均	▲ 0.2	▲ 0.4	0.0	▲ 0.2

②白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/㎡)	前年価格 (円/㎡)	変動率 (%)
大字十王字本宿 2934 番 1 (十王 7 町内)	6,550	6,560	▲ 0.2
大字鮎貝字八幡一 1104 番 4 外 3 筆 (新野医院付近)	6,250	6,260	▲ 0.2
大字鮎貝字内町一 3252 番 (かくた鈴木商店)	8,320	8,350	▲ 0.4
大字鮎貝字神明六 2886 番 2 外 3 筆 (マルハニチロ(株)付近)	6,230	6,230	0.0

●地価調査とは

地価調査とは、各地域で基準となる土地(これを基準地と言います)を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安にしてください。

また、地価調査価格は、国・地方公共団体などが公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出があった土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともされ、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

●地価調査結果は、県のホームページで確認できます

地価調査の基準地価格、基準地が接する道路の種類・幅員、基準地の周辺の土地利用状況などを詳しく記載した地価調査の結果は、県のホームページでその内容を公開しています。



県ホームページ
はこちらから

■空き家解体補助事業のご案内

●募集期間 10月15日(水)から

11月5日(水)まで

※建設課窓口、町ホームページにある様式を必要書類と合わせてご提出ください。

●事業実施者 所有者等

●補助対象 建物解体費、廃材処分費、運搬費、機械使用料、燃料費等

●補助率 2分の1

※上限60万円

※町内業者が解体工事を行う場合は10万円を加算します。

●注意点 様式第1号(事前協議書)の提出は補助金の交付

を確約するものではありません。募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示します(11月中旬頃を予定)。
※詳しくは担当までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

建設課都市・住宅係
☎85-6139

■白鷹町総合防災訓練のお知らせ

●いつ 10月19日(日)

午前9時～12時

●どこで 荒砥小学校とその周辺

●内容 火災防ぎょ訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難所開設訓練、災害救助訓練など

※当日、ポンプ車のサイレンが鳴ります。また、訓練開始のエリアメール(緊急速報メール)を流します。実際の災害や火災と間違わないようお願いいたします。

※火災防ぎょ訓練時、周辺の道路が通行止めとなりますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

総務課防災管財係
☎85-6122

公共下水道区域外にお住まいの方へ

町設置型合併処理浄化槽
の設置申請を受付中です

町では、快適で潤いのある水環境を保つため、汲み取り便槽と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めています。環境にやさしい合併処理浄化槽は、トイレの汚水と生活排水の両方を処理してから川に流すので、きれいな水と快適な生活環境を維持していくことができます。

今年度中に町設置型合併処理浄化槽の設置を希望される方は、**令和7年11月28日(金)**までに申請してください。完成時期の目安は令和8年1月30日(金)になります。

※今年度に限らず、合併処理浄化槽への切り替えをお考えの方は、下記担当までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

上下水道課業務係・下水道工務係 ☎85-6138

上下水道課からのお知らせ

排水設備工事責任技術者
登録更新のお知らせ

山形県下水道協会に登録されている責任技術者で、登録の有効期限が令和8年3月31日までの方は、現在所属している指定工事店所在地の市町村で更新手続きが必要です。

●必要な手続き

- ①登録更新の申請
- ②更新講習会の受講

●更新申請期間

11月4日(火)～11月28日(金)

※対象の方は必ず手続きくださるようお願いいたします。

※更新講習会はインターネットを利用したeラーニング方式になります。